

法人名	入札参加停止期間				入札参加停止の理由
パナソニックEWエンジニアリング株式会社 東京本部	R7.3.18	～	R7.5.17	2ヶ月	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したほか、主任技術者等として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号(①、②)、建設業法第28条第1項第2号(③)に該当するとして、建設業法第28条第3項に基づく監督処分(営業停止)を受けたため。
日本美装株式会社	R7.3.18	～	R7.5.17	2ヶ月	当該業者の元取締役兼経理部長が業務上横領の容疑により、令和6年9月5日に逮捕、起訴されたため。
新明和工業株式会社 産機システム事業部環境システム本部営業部	R7.4.22	～	R7.8.21	4ヶ月	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
新明和工業株式会社 特装車事業部 営業本部 関東支店	R7.4.22	～	R7.8.21	4ヶ月	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関東支店	R7.4.22	～	R7.8.21	4ヶ月	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。